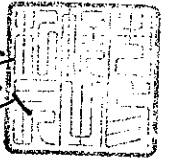


札幌市危険物規制規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月30日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 33号

札幌市危険物規制規則の一部を改正する規則

札幌市危険物規制規則（平成6年規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第20条第1項中「又は署長」及び「(第5条の報告書及び第18条の届出書を除く。)」を削り、「それぞれ2部」を「申請書（添付書類を含む。）については2部、報告書及び届出書（添付書類を含む。）については1部」に改め、同条第3項を削る。
- (2) 第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第21条 この規則に定める様式を使用して行うこととされている申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）については、当該様式の規定及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（消防長の使用に係る電子計算機と当該申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、この規則に定める様式を使用して行うときに提出すべきこととされている申請書等に記載すべきこととされている事項及び当該申請書等に添付すべきこととされている書類に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。
- 3 第1項の規定により行われた申請等については、この規則に定める様式を使用して行われたものとみなす。
- 4 第1項の規定により行われた申請等については、当該申請等を受ける消

防長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(3) 様式 25 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、同項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 札幌市危険物規制規則に定める様式を使用して行うこととされている申請、届出及び報告のうち、消防長が別に認めたものについては、施行日前であっても、改正後の第 21 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によることができる。この場合においては、改正後の同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、消防長が別に定める。